ウ　特定産業廃棄物の種類がブロック内で大きく異なる等の場合には、必要に応じて、水平方向又は垂直方向に当該ブロックを更に区分して複数の小ブロックを設定し、それぞれボーリング調査等により試料の採取及び分析を行うこと。

エ　アからウまでにより採取した試料を分析し、有害産業廃棄物が確認されたブロック又は小ブロックについては、当該ブロック又は小ブロックに含まれる産業廃棄物を有害産業廃棄物として扱い、有害産業廃棄物が確認されなかったブロック又は小ブロックについては、当該ブロック又は小ブロックに含まれる産業廃棄物を有害産業廃棄物以外の産業廃棄物として扱うこととすること。

(3)　有害産業廃棄物の判断基準

次に掲げる特定産業廃棄物を有害産業廃棄物として判断するものとする。

ア　廃棄物処理法施行令第二条の四第一号に掲げる廃油、同条第二号に掲げる廃酸、同条第三号に掲げる廃アルカリ及び同条第五号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等

イ　感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物をいう。）

ウ　廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、又は付着している産業廃棄物をいう。）

エ　アからウまでに掲げる特定産業廃棄物以外の産業廃棄物のうち、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）別表第一の各項の第一欄に掲げる物質を含むものであって、当該物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げる基準に適合しないもの

(4)　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の方法

支障の除去等の実施は、当該特定産業廃棄物の種類、性状、地域の状況及び地理的条件等に応じて、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用等の面から最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法によるものとする。基本的には次のアからウまでに掲げる方法のいずれかによることとし、これにより難い場合にあっては、周辺環境への影響等をも勘案した上で、別の方法を採用することができることとする。

都道府県等は、支障の除去等の方法の選定における検討の状況、検討に用いた調査結果、特定産業廃棄物の処理の考え方を示すとともに、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用が適正であることを確認し、支障の除去等の具体的な方法を実施計画に記載することとする。

なお、支障の除去等の方法の選定における検討に際して、学識経験者など第三者による審議等を経た場合には、その概要及び結果を実施計画に記載することとする。

ア　特定産業廃棄物等の掘削及び処理

(1)及び(2)の調査により把握した特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等を周辺環境に影響を及ぼさないように掘削し、必要に応じて掘削された場所を汚染されていない土壌等により埋めること。

掘削した特定産業廃棄物及び土壌等については焼却、溶融、中和等、特定産業廃棄物及び土壌等の種類に応じた適切な処理方法を選択すること。また、選択した処理方法に則した施設において処理を実施するとともに、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準その他の基準に基づく処理が行われていることを確認すること。

イ　原位置での浄化処理

(1)及び(2)の調査により把握した特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等について、溶融又は含まれている有害化学物質の抽出、分解その他の方法により原位置で処理すること。

当該特定産業廃棄物及び土壌等の処理に当たっては、特定産業廃棄物及び支障の原因となる有害化学物質が原位置から漏れ出すことのないよう、必要に応じてその範囲の側面を囲み、適切な深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する又は揚水その他の措置を講ずること。

処理作業の終了後、処理を行った特定産業廃棄物又は土壌等が生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれがないことを確認すること。

ウ　原位置覆土等

(1)及び(2)の調査により、有害産業廃棄物に該当する特定産業廃棄物が含まれていないことを確認すること。

把握された特定産業廃棄物について、生活環境の保全上の支障が生じないよう適切に分別除去し、残された特定産業廃棄物が含まれる範囲の土地を、特定産業廃棄物が飛散せず、雨水が浸入しない又はその他の支障が発生しないよう、コンクリート、アスファルト又は汚染されていない土壌等により覆い、かつ、覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

(5)　特定支障除去等事業の実施期間

都道府県等は、特定支障除去等事業の事業期間及び終了予定時期について、廃棄物処理工程の段階等の区分に応じてあらかじめ実施計画に記載することとする。

(6)　特定支障除去等事業に要する費用の考え方

特定支障除去等事業に要する費用について、あらかじめその支障の除去等の方法等に応じた積算を行い記載することとする。

また、特定支障除去等事業に要する費用については、本来は特定産業廃棄物の処分を行った者等が負担すべきものであることから、都道府県等による特定支障除去等事業の実施に先立ち、特定産業廃棄物の処分を行った者等から確実に徴収されることが予定される金額として、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に基づき仮差押えがなされた資産、最終処分までの注意義務を果たしていない排出事業者等から確実に徴収されることが予定される資産等を実施計画に記載することとする。

(7)　平成十七年度までに環境大臣が同意した特定支障除去等事業に係る出えん及び補助の考え方

適正処理推進センターが廃棄物処理法第十三条の十三第五号に掲げる業務であって特定支障除去等事業に係るものを行う場合においては、有害産業廃棄物として扱うブロック又は小ブロックに係る当該有害産業廃棄物の処理に要する費用については補助率を二分の一とし、有害産業廃棄物以外の産業廃棄物として扱うブロック又は小ブロックに係る当該産業廃棄物の処理に要する費用については補助率を三分の一として、出えん額を算定するものとする。

また、生活環境の保全上の支障の拡散を防止するために必要な施設整備に要する費用及び周辺の生活環境のモニタリングに要する費用等の特定産業廃棄物の処理に要する費用以外の費用に関しては、有害産業廃棄物の量と有害産業廃棄物以外の産業廃棄物の量の比率により当該費用を按分してそれぞれ二分の一又は三分の一の補助率を適用することにより出えん額を算定するものとする。

適正処理推進センターが出えんを行った場合において、特定産業廃棄物の処分を行った者等から費用が徴収された場合には、出えん額を特定支障除去等事業に要する費用で除した割合を当該徴収された金額に乗じて得られる額を適正処理推進センターに返還するものとする。

なお、上記の算定方法及び返還については、国が補助金として交付する場合も同様とする。

(8)　特定支障除去等事業に係る起債の考え方

起債の算定基礎となる地方負担額については、当該特定支障除去等事業に要する費用から、平成十七年度までに環境大臣が同意した特定支障除去等事業については適正処理推進センターの出えん額、国からの補助金交付額及び特定産業廃棄物の処分を行った者等から確実に徴収されることが予定される金額（適正処理推進センターに返還される金額を除く。）を減じた額とし、平成十八年度以降に環境大臣が同意した特定支障除去等事業については特定産業廃棄物の処分を行った者等から確実に徴収されることが予定される金額（適正処理推進センターに返還される金額を除く。）を減じた額とする。